

第3回スタッフ会議 議事録

日時：2017年12月2日（土）18時から21時

場所：練馬区役所19階1905会議室

参加者：高山・村上・渡辺・扇山・山田・定岡・吉田・細井・豊田・松原・飛田・後藤・草柳・足立（順不同・敬称略）

内容：

1) 事務局スタッフの追加について

事務局業務を以下のように分担することで了承された。

- (1) リーグ外活動（渉外・連盟） 草柳さん
- (2) リーグ内活動（内部調整業務） 後藤さん・足立

2) 来期以降の会議体制

58名の在籍選手を厚くフォローするために以下の機能に分解することで了承された。

(1) 指導者会議

現行の指導部と事務局にて構成し、指導に特化した内容とする

(2) 運営会議

会長・副会長・総監督および

婦人部長・婦人副部長・競技部長・審判部長・広報部長・監督・事務局で構成

リーグの運営について円滑に進めるための議論を行う

3) 会議内容のディスクローズについて

運営会議の内容（議事録）を会員用ホームページにて閲覧を可能とすることが了承された。

指導者会議の内容（議事録）は方針・方向性についてのみ閲覧可能とすることが了承された。

4) 会費の負担増について

会費負担増について総会で審議することが了承された。

具体的審議案としてジュニア4,500円、マイナー・オールスター5,500円から各カテゴリ1000円upとする。（ジュニア5,500円、マイナー・メジャー6,500円）。幼稚園年長者は1000円、幼稚園年中、年少者は500円とする。

5) 水没被害状況と新トラックについて報告

台風21号上陸の被害の報告（概算50万円）を共有した。

次回に備え、重石のせる、鎖で縛る等での対策を検討することが了承された。

移動場所についても今後の検討課題となったものの具体案は検討されなかった。

6) 父母からの意見聴取について

運営会議設置により、各部門の意見・提案を共有する場とすることが了承された。

父兄からの意見・提案の窓口を事務局におくことが了承された。

メジャー・マイナーにおいては婦人部長・競技部長経由の意見徴収も可能とすることが了承された。

選手の自主練習の相談については個別性が高く、その限りでないことが確認された。

7) バット問題について

東練馬リトルリーグとして現行バットは 2017 年末で使用禁止（素振りのみ可）、個人所有の現行バットはもちこみ自体禁止とすることで了承された。

バット不足分は竹バットを中心に購入し補充に充てることで了承された。

現行バット並みの本数手配は時間を要するため、指導部が練習内容を考慮することが了承された。

（例）ティー打撃は、バットの場所を固定し、持ち歩かないことを徹底する、など。

現行バットと新バットの混在する時期があるため、注意喚起を父兄にも徹底することが了承された。

現行バットの何本かは規制のないジュニアに移行することが了承された。

8) 体験窓口の設置について

広報部マニュアル（勧誘の手引き）の作成を検討することで了承された。

体験者情報を運営会議メンバーへの共有することで了承された。

9) 指導者不足について

指導部人員の不足についての認識を共有した。

増員に向けて具体的な話し合いを行うことが了承された。

1 チームあたり 3 人以上の指導者が配置できるようにすることを努力目標とすることで了承された。

指導者の決定は、メジャー監督と事務局で候補者を提言し、会長より任命されるものとする。

10) チーム内交流について

年末のティーボール大会、ジュニア大会前のマイナー v s ジュニア練習試合に加え、1 月の日曜日が該当する冬のトレーニング期間について、全カテゴリがボールを使わない練習を一緒に行うことで了承された。

選手のカテゴリ合同練習のタイミングで、父母交流も図るものとすることで了承された。

11) 指導の統一性について

指導の方向性にばらつきが出ないように、指導者会議にて方向性を頻回に合わせることを確認された。

指導部からご父兄への説明時期を年 2 回設けることで了承された。

（1）代替わり時 : 秋シーズンの方向性について

（2）グラウンド開き時 : 冬シーズンから夏にかけての方向性について

指導の大原則は安全面が第一であり、ボール線上には人が立たないように指導の強化が了承された。

1 2) グラウンド規範について

(1) 火の取り扱い

火気厳禁。炊き出しについては、事前に婦人部長が事務局に相談することで了承された。

(2) 喫煙場所の規定

メイングラウンドはレフト奥の竹藪の前、ジュニアグラウンドはライト側奥の駐車場予定地に指定することで了承された。

1 3) サングラスの使用について

選手のサングラス使用は原則禁止であるが、やむを得ない場合はカテゴリ監督に事前相談、監督の判断により使用することを認めることを了承した。

1 4) 平日野球塾等の参加について

リーグが妨げるものではないことを確認した。

文責：足立